

国民年金のお知らせ

国民年金の加入について

国内に住んでいる20歳以上（学生も含む）60歳未満の方は、必ず全員が国民年金に加入して保険料を納めなければなりません。

保険料の納付について

国民年金の保険料は、年齢や所得に関係なく一律です。平成27年度は月額1万5,590円です。納付をせずに放置すると将来の老齢基礎年金が減額されるだけでなく、障害基礎年金や遺族基礎年金などが支給されないこともあります。

保険料の免除・猶予

所得が少ない、失業等の経済的理由や、30歳未満、学生等で国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請により承認されると保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」「若年者（30歳未満）納付猶予制度」や「学生納付特例制度」があります。

保険料の免除・猶予をご希望の方で、手続きがお済みでない方は住民票のある市区町村役場または年金事務所まで申請してください。

なお、日本年金機構より免除・納付猶予申請書のはがきが届いた方は、すぐにはがきを提出してください。

また、退職（失業）を理由とするときは、雇用保険被保険者離職票や退職辞令等、学生の方は「学生証（写し）」または「在学証明書（原本）」（該当する年度のもの）が必要です。所得制限等の必要条件がありますので手続きの詳細についてはお問い合わせください。

市・道民税の申告をお忘れなく！

国民年金の手続きに伴い、平成27年中の収入に関する所得の申告が必要になる方は、平成28年1月1日現在に住民票があった市区町村役場で、市・道民税の申告を行ってください。

【特に次の方ご注意ください】

- ①障害基礎年金（20歳前障害）を受給されている方
年金証書の年金コードが「2650」または「6350」となっている方は、7月に提出される現況届において所得状況の確認が必要です。所得がなかった方も、所得がないことを申告してください。

問合せ 市役所医療年金課年金担当（☎31-4532）
日本年金機構釧路年金事務所
【国民年金の加入、免除等】国民年金課（☎22-5810）
【年金の給付】お客様相談室（☎61-6001）

②国民年金保険料の免除申請をされる方

継続申請を希望した方および平成28年度に申請を希望する方は、連帯納付義務者（本人・配偶者・世帯主）の所得状況の確認が必要となりますので、申告してください。

※市・道民税申告の詳細は、17ページをご覧ください。

日本年金機構からのお知らせ

国民年金保険料の納付は、口座振替がおトクです

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間が省け、納め忘れもなく便利です。

また、口座振替には当月末振替により月々50円割り引きされる早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年前納・2年前納もあり大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をお持ちになり、ご希望の金融機関または年金事務所へ申し出てください。

●前納をご希望の方は2月29日(月)までにお申し込みください。

問合せ 日本年金機構釧路年金事務所（☎22-5810）

●「年金制度説明会」の開催について

新しく老齢年金を受給される方、すでに老齢年金を受給されている方を対象に、下記日程で説明会を開催します。予約の必要はありませんので、お気軽にお越しください。

日程	時間	会場
2月18日(木)	午前10時15分～11時	アクアパール（栄町8-3）3階「末広の間」
4月18日(月)	午後6時～6時45分	釧路年金事務所（市栄町9-9-2）
6月20日(月)		
8月15日(月)		
10月17日(月)		
12月19日(月)		

国民年金保険料に関する委託業務について

日本年金機構釧路年金事務所では、電話や文書、戸別訪問による保険料納付の案内や保険料の免除および収納業務を民間業者に委託しています。

北海道内の受託事業者（株）アイヴィジット（☎0120-185-056）

「認知症カフェ」で楽しい時間を過ごしませんか？

問合せ 市役所介護高齢課高齢福祉担当（☎23-5185）

～認知症カフェとは？～

認知症の方やそのご家族、地域住民の方など誰でも自由に参加できる交流の場です。

お茶を飲みながら、おしゃべりやレクリエーション、情報交換など楽しい時間を過ごしてみませんか？

認知症カフェにはこのような効果があります

- ・認知症になっても外出できる場所ができて元気が出た。
- ・音楽を聴いたり、歌を歌ったりすることで笑顔になれた。
- ・家族の認知症のことを悩んでいたが、気軽に相談できて良かった。
- ・同じ立場の介護家族と出会い、分かり合えることで気持ちが楽になった。

運営にあたり、地域の皆さんや事業所にご協力をいただいています

- ・認知症サポーター養成講座を終了した方が、ボランティアスタッフとして参加しています。
- ・会場として介護や障がいの事業所をお借りしています。
- ・障害福祉サービス事業所によるパンの販売を行っています。
- ・星が浦病院 認知症疾患医療センター主催による認知症カフェも開催しました（今年度は終了）。

2月は2カ所でカフェを実施します！

●さくらカフェ（桜ヶ岡地区）

日時 2月18日(木)午前11時～午後2時（次回以降は5月より毎月1回開催予定）

会場 介護サービスわたなべ（桜ヶ岡1）

問合せ 東部南地域包括支援センター（☎42-8222）

●認知症カフェ（阿寒地域）

日時 2月8日(月)午後1時30分～3時30分（偶数月第2月曜日に開催予定）

会場 いきいき交流サロンきらく（阿寒町新町1）

問合せ グループホーム和の里（☎66-6753）



認知症カフェの運営にご協力いただける方や事業所も募集中です！詳しくは市役所防災庁舎3階介護高齢課高齢福祉担当へお問い合わせください（☎23-5185）。